

報 告 第 8 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月15日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）

写

専決第5号

# 処 分 書

平成30年度 新居浜市一般会計補正予算(第7号)について

平成30年度新居浜市一般会計補正予算(第7号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月31日

新居浜市長 石川 勝 行

## 平成30年度 新居浜市一般会計補正予算(第7号)

平成30年度新居浜市一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ614,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,057,355千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市税		18,971,920	36,000	19,007,920
	2. 固定資産税	8,744,664	36,000	8,780,664
6. 地方消費税交付金		2,100,000	156,000	2,256,000
	1. 地方消費税交付金	2,100,000	156,000	2,256,000
8. 自動車取得税交付金		50,000	20,000	70,000
	1. 自動車取得税交付金	50,000	20,000	70,000
10. 地方交付税		5,350,474	82,000	5,432,474
	1. 地方交付税	5,350,474	82,000	5,432,474
16. 財産収入		132,612	14,500	147,112
	1. 財産運用収入	49,612	14,500	64,112
18. 繰入金		1,765,250	306,000	2,071,250
	1. 基金繰入金	1,765,250	306,000	2,071,250
歳入合計		52,442,855	614,500	53,057,355

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 出 千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,597,594	602,500	5,200,094
	1. 総務管理費	3,748,236	602,500	4,350,736
7. 商工費		1,865,517	12,000	1,877,517
	1. 商工費	1,865,517	12,000	1,877,517
歳出合計		52,442,855	614,500	53,057,355

歳入歳出予算補正 ( 歳出 ) 千 円